

令和6年 第9回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和6年9月25日(水) 午前9時30分より

湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委員：種村公夫教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員、富沢清美委員

説明員：南雲子育て教育部長、田村子育て支援課長、南雲認定こども園長、角谷教育係長

欠席者：岡村管理指導主事

3 開会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和6年第9回教育委員会の議事録署名委員を種村教育長、南雲委員とする。

議案2件、協議事項1件、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

議案第1号 奨学金返還猶予について【非公開】

挙手全員で議案第1号は承認

議案第2号 土樽・松川方面路線バス通学乗車証交付要綱の制定について

(教育長) 続きまして、議案第2号土樽・松川方面路線バス通学乗車証交付要綱の制定について、事務局提案をお願いします。

(子育て教育部長) それでは、議案第2号を説明させていただきます。これまで路線バスに児童生徒を乗せて通学していた場合には、定期券を発行しています。バス会社の定期券を発行していましたので、手続的には教育委員会では何もしなくてよかったのですが、土樽・松川方面の路線バスが廃止され、町が代わりの交通機関を走らせることになりましたので、町が定期券に代わるものを発行しなければならないということで、今回交付要綱を定めるということです。第2条に交付対象者の規定を設けてありますが、まず第1項については、通常土樽・松川方面から距離の基準があり、中学生は4キロ以上、小学生は2.5キロ以上のところに住んでいる児童生徒については、スクールバスであればスクールバス、路線バスであれば路線バスに乗せて通わせるのですが、今回対象となるのが土樽・松川の4キロ以上の生徒

と、2.5 キロ以上の小学生が町の費用負担で通学するという一方で、その区域については（１）の児童生徒になります。また、冬期例えば松川の手前の辺りの中学生から学校で申請を受けて認められると、自費でバス代金を払い学校までバスに乗るといった児童がいます。その子たちは（２）とか（３）になるのですが、この区域の生徒については、やはり乗せないわけにいかないといったときに、費用負担はいただかないと小坂とか滝ノ又の児童生徒と差ができてしまうということで、今回考えたのが定期代としていただくのではなく、定期代相当分を負担金として頂戴しようということで、負担の公平性を担保し（２）と（３）について定めさせていただくということです。これについては今までも長年、学校側の対応としてやってきたバスの乗せ方ですが、それを今回乗車証の要綱により対応するといったことで決めさせていただきました。交付方法としては第３条になりますが、この１０月１日から始まり速やかに乗車証を交付しますが、年度ごとに区切らせていただくということになります。また、第４条については再交付について決めました。子供ですので無くすこともありますので、そういったときに再交付ができるように第４条で定めております。１枚めくっていただき第５条には、交付停止及び返還の規定となります。引っ越し等で、より学校に近いところに住むようになったときには、返還してくださいといったことが第５条の内容です。それから、最後に第６条保護者負担金ですが、先ほどの第２条の（２）から（４）、通常町負担で乗る距離にいない子供たちがバスに乗る場合については、負担金をいただいていたことにしています。その金額については、１枚めくっていただき別表１に定めております。松川のちょっと手前、古野川原で１か月 7,870 円です。冬期に申請し認められバスに乗る子どもは、古野川原付近、松川のちょっと手前辺りに住んでおられる方で、例えば部活で遅くなる日だけ乗りたいとかいった場合には、１回 300 円となります。フルに乗る場合でしたら、定期みたいに１か月の申請をしてもらったほうが安いですし、単発で時々乗るといった場合でしたら 300 円で乗ったほうが良いと思います。この区域の子供たちは、申請の制度がないときには黙って生徒は乗っていたわけですが、それをきちんと学校で許可するようになったのは、この 10 年ぐらいではないかと思います。ということで、今までは路線バスだったので要らなかったのですが、路線バスでなく町の路線バスに代わる公共交通機関が走るようになったために、このような要綱を定めるということです。以上です。

（教育長） ありがとうございます。路線バス廃止に伴い 10 月 1 日からの対応をどうするかということで、このような形を考え本日提案させていただいているということになります。内容についてご質疑ございましたらお願いいたします。

（委員） 基本的には 300 円というのはどうなのでしょう。何か不公平感があるなと思います。

（子育て教育部長） 1 度の乗車が 300 円、子供だと 100 円なのですが、今回のバスは特例を使ったバスなので、通常の路線バスとは違います。

(委員) 例えば湯沢へ行く場合、半分ぐらいのところまで300円かかりおかしいなと思いました。

(子育て教育部長) 距離に応じた料金設定が今回の制度ですので、200円とか料金設定をもっと安くしてもよかったと思うのですが。

(委員) 片道300円で20日間行けば6,000円ですので、基本的には往復乗ってもいいわけだから、6,800円は半値になるということですか。

(子育て教育部長) 20日乗るとすれば。

(委員) 600円になるわけだから、600円の20日間乗って。

(子育て教育部長) 1万2,000円になります。

(委員) 1万2,000円だから、それを考えれば妥当な線かなと。

(子育て教育部長) 実際には保護者が送迎する家庭が多く、どのぐらい乗るかというところですね。冬に古野二の外れの辺りから湯沢学園まで通ったら結構大変かと。

(委員) 大変です。しっぱねは飛ばし、除雪は悪い。

(子育て教育部長) 駅角ぐらいまで来れば、いいのですが。

(委員) 土樽小学校の上りは歩道除雪した雪を車道に突っ込むし、シッパネ条例があるが、そんなことは…。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。紆余曲折あると思いますが、バスの路線廃止に伴う緊急措置ということで、知恵を絞ってこのような形を考えました。一番は子供たちの安全・安心のために、やはりバスを運行してこのような形で行うということについて、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

(教育長) ありがとうございます。それでは、全員賛成ということでご承認いただきました。議案は、以上2つで終わります。

6 協議事項

協議第1号 学校校務員業務の民間委託について

(教育長) 続いて、協議事項に移らせていただきます。学校校務員業務の民間委託について、事務局提案をお願いします。

(子育て教育部長) 校務員業務の民間委託についてご説明させていただきます。学校校務員の業務については、かつては町の正職員が担っており、10年以上前はロープウェイの職員だった方が、ロープウェイ事業所がなくなり、その後校務員に転身した方が相当いました。その方々も定年退職され、今は会計年度任用職員さんが担っており3人いらっしゃいます。中学校所属が1名、小学校所属が2名で、通常の学校の配置からすると相当手厚い配置になっています。大抵は1校1名です。全国的に見ても1校1名で、湯沢学園の規模だと2

名が適正配置ということになります。この校務員さんの業務が、職員として雇用せずに外部委託に出す事例が増えています。1枚めくっていただき都道府県と政令指定都市、それから市町村の例でどのぐらい民間委託が進んでいるかというのを見ていただきますと、都道府県はやはり外部委託が進んでおり、いろいろな業務がほぼ100%外注になっている中で、校務員業務もかつては10年、20年前はゼロだったと思います。今は38%となっていて、半分に迫る勢いということです。その次のページが政令指定都市で、最後のページが市町村です。湯沢町も市町村ですが、市町村レベルでも大分外部委託が進んでおり、34.3%ですから、3分の1以上外部委託が進んでいるということです。実は、県内にも外部委託、校務員の業務を受けますといった業者も相当増えており、外部委託が進みつつあるということで、行二の職員を雇用するというのがなくなり、その方々が定年退職したタイミングで外部委託するというのが恐らく通常のパターンだと思います。湯沢町についてもこの流れに乗って、一番最初のページにあるように、これは横浜市の資料ですが、行政効率の向上のために、民間の業者さんへの外部委託を湯沢町でも取り入れたいということです。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、今ほど提案がありました校務員の民間委託について、これは協議ではなくて報告ということでご了承いただければと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(教育長) ありがとうございます。それでは協議事項を終わりにして、報告連絡事項に移ります。

7 報告連絡事項

- ① 9月議会について
- ② 学校給食の食材費について
- ③ 各課係より報告

なし

8 その他

- ① R6.11月委員会会議開催予定日について

第11回湯沢町教育委員会会議は、11月27日(水)とする。

- ② その他

なし

9 閉会

午前10時21分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和6年10月24日

署 名 委 員 種村 公夫

署 名 委 員 南雲 敬一